

## 山梨県公立大学法人評価委員会 平成22年度第2回委員会 議事概要

- 1 日 時 平成22年8月25日(水) 午後1時30分～午後3時00分
- 2 場 所 県立大学飯田キャンパス2階大会議室
- 3 出席者 委 員 川村恒明 藤巻秀子 前田秀一郎  
法 人 伊藤理事長 深沢副理事長 小田切理事 波木井理事 五味理事  
内田監事 上野監事 小沢国際政策学部長 松下看護学研究科長 前  
澤地域研究交流センター長 堤キャリアサポートセンター長 林正保  
健センター長ほか  
事務局 山本総務部次長 大堀課長 中山総括課長補佐ほか
- 4 会議次第
  - (1) 総務部次長あいさつ
  - (2) 委員長あいさつ
  - (3) 議事

### <第1回委員会議事録案について>

○委員長

なにか意見はあるか。

○委員長

特になければ案のとおりとしたい。

### <年度計画について>

○委員長

前回の委員会で、年度計画に対する意見を踏まえて修正してきたということなので、報告をお願いする。

○法人

参考資料1により報告

○委員長

なにか意見はあるか。

○委員長

特に意見がなければ、法人は年度計画を県に届出た後、速やかに公表して頂きたい。

### <公立大学法人山梨県立大学の評価方法について>

○事務局

資料2、資料3-1、資料3-2、資料3-3、資料3-4、資料3-5、資料4により説明

○委員長

なにか意見はあるか。

○委員

評価の方法にもよるが、他の業務を抱えながら、5人で評価を行うことはかなり困難であると言える。教育・研究の評価について中期目標期間は、認証評価の評価を利用し、年度評価は、評価委員会で行うとなると整合性が無くなってしまふのでは。可能であるのなら、教育・研究評価については認証評価の評価で対応するなど、負担の軽減を検討して頂きたい。

○事務局

評価方法や仕組みなど評価実務や具体的な事務の流れなどについて、今後視察を行い、その結果を提示していきたいと考えており、了解をいただきたい。

○委員

国立大学法人は第2期目に入り、暫定評価は行わなくなった。その代わりに、大学が責任を持ち毎年度評価していき、データを蓄積していく形をとっている。評価に関わる人の数はどのようにしているのか。もし5人くらいで評価を行うならどのような仕組みなのか。実際、評価を行うことを考えるとかなり不安になる。

○委員

今の意見を聞いて、かなりの作業だということを感じた。(負担の軽減のために)できるだけ検討して頂きたい。

○委員長

評価の考え方として、基本的には法人を信頼し、支援するための評価であるので、法人側でしっかりと自己評価を行うことが大前提である。その自己評価を評価委員が確認するという流れになるかと思う。この委員会の役割として、資料3-2の1評価の基本方針(4)の「法人の状況をわかりやすく示し、県民をはじめ社会への説明責任を果たす」と記載されているように、県立大学がいろいろと活動していることを県民に対してわかりやすく伝えるということが考えられる。123項目を全てについて、どうなったかと確認するというより、大づかみに捉えて評価し、時には、個別に取り上げ評価していくということではないかと考えている。レイマンコントロールの一種と思えば、それほどの負担にはならないのではないかと。

○委員

教育・研究の評価については、中期目標期間の評価は、認証評価期間の評価を用い、年度評価は評価委員会の評価となると、ズレが予想される。先行法人ではどのように行っているかということをお教えしてほしい。

○法人

法人としては、この年度計画を履行するための恒常的にチェックを行う自己評価委員会を立ち上げているところである。各項目についての実績資料をまとめ、最終的には年度ごとの評価として提出することになる。こうした業務を履行していくことが、大学の活力の源泉となると思うので、誠実に対応していきたい。

○委員長

いくつかの大学に関わって感じたのは、国立大学と公立大学とでは、「県民の目」というものに対する意識の違いがある。国立大学で言えば、「国民の目」ということになるが、評価について各県とも「県民の目」を強く意識しているところである。

もう一つ感じるのは、教育研究に関し、専門的な認証評価機構が行う評価とレイマンの評価が違ってくる部分は当然ありうるものであり、視点・観点が違うものであるのでそれほど気にすることはしないのではないかと思う。

○委員長

次に資料3-3について何か意見はあるか。

○委員長

ひとつ確認したいが、資料3-3の2(3)『「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえつつ、中期計画の進捗状況全体について、総合的に評価する。』とあるが、中期計画だけでなく年度計画も評価の対象になるのではないか。『年度計画及び中期計画』としたほうが良いのではないか。

○事務局

評価方法の組み立てを考えると結果的には同じことになると思う。123項目の年度計画の達成状況を評価していくわけであるから、総括すれば年度計画の進捗状況そのものの評価になるということである。

○委員長

実際に評価してみないと分からない部分もあるが、1年しかたっていないときに、中期計画全体の進捗状況を求められても難しいものである。この部分の記載については、123の項目の個別以外に全体として評価する趣旨であるということに理解した。

○委員長

資料3-4、3-5については、様式であり、特に問題はないと思う。実際に評価を行ってみないと分からない部分もあるが、とりあえずこういう形式で評価していくということで良いか。

○委員長

評価については、法人でしっかり自己評価をすることが大前提であり、この委員会としてはできるだけそれを基礎にして、全体としてどうなのかということをお県民に対して、「法人の運営はこうなっている。」と言えるような評価というものを考えている。

○委員長

字句の修正については、委員長に一任していただくこととして評価方法については原案のとおりとすることとしたい。

<運営費交付金等に係る利益処分について>

○事務局

資料5について説明

○委員長

なにか意見はあるか。

○委員

中期目標期間が終了したときの剰余金は、次期の中期目標期間に繰り越せないのか。

○事務局

中期目標最終年度における剰余金については、知事の承認により次期中期目標に繰り越すことができる。

○委員

大学というものは、6年間で終了するものではなく、この先も続いていくものであるのでできれば知事の承認がなくとも繰り越すことができる制度になればよいと思う。

○法人

大学の継続性というものは、当然のものであり、設立団体にもその辺は充分配慮していただきたい。地独法第69条においても「設立団体は、～公立大学法人が設置する大学における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。」とある。

○委員

国立大学法人では、次期中期目標に剰余金を翌年度に繰り越すことができないおそれがあるということで、最終年度において今までの剰余金をほとんど使ったところであり、結局剰余金として認められたのは数百万であった。できるものであれば、次期の中期目標についても剰余金として繰り越すことが容易な制度のほうが良いと思われる。

○委員長

毎年度、剰余金が出た場合は、それを目的積立金とすることについて知事の承認を得なければならない。そのために、法人が教育・研究を適正に行っているのかということはこの評価委員会で評価し、それ以外にも学生の在籍率という数字で判断することもある。国立大学法人ではそれを毎年、毎年繰り返していき、中期目標期間終了時の剰余金を繰り越せないのではないかという問題が生じ、一時大騒ぎになったが、最終的には繰り越すことができるということになった。地方独立行政法人も国とはそれほど変わらないと思うので、まずは毎年度の剰余金についてしっかり知事の承認を得るところからスタートしてもらいたい。

もう一つ考えると毎年度、目的積立金が計上されるような運営がはたして適切なのかどうかという問題がある。大学の経営というものは、どのようなものが適正なのかと判断する点が難しく、そもそも利益という概念が馴染まないところであり、毎年利益がでて、それを翌年に積み立てるということ自体が馴染むのかどうか。年度の初めに理事長以下法人の執行部が今年度はこのような教育・研究を充実するという見通しがしっかりしていれば、年度末に多額の剰余金というものは発生しないもので、発生するとすれば、例えばこの施設の修理を2～3年かけて行うという計画性のある事業で、それは目的積立金の対象になるものである。目的積立金制度をとるというのは、地方独立行政法人法で定められているところであり、そのことは法人が年度当初から年度末までを見通した計画性のある経営を行うことが大前提であると思う。

○委員

法人としては、管理費の何%か削減した分を次年度の教育・研究費に回したいもので、剰

余金の繰り越しができないとなると経費節減に対する意欲が欠けてしまう。また、できるだけ、繰り越しをしないよう注意していてもどうしても発生してしまうものである。計画的に使うということももちろん大切であると思うが、剰余金として発生したものは、目的積立金として明確に使うということで、中期目標期間終了後の次期中期目標期間への剰余金の繰り越しを認めてもらいたいところである。

○委員

確かに難しい問題ではあるが、発生した剰余金については学内で早急に検討し、教育・研究に有効に活用して頂きたい。

○法人

今年の状況で説明すると、昨年度と同様の運営をすると運営費交付金は余ることになる。しかし、運営費交付金には効率化係数がかけられているので、後年度負担を伴う仕組みを導入すると、翌年度でも負担が発生することになり赤字になるおそれがある。経営者側にとって、運営費交付金の仕組みはなかなか経営しづらいものといえる。

○委員長

運営費交付金に効率化係数というものをかけて、毎年度減額していく。しかし運営費交付金というものは本来そういうものではなく大学の教育・研究に必要な経費であり、社会にとって必要なインフラとしての基本的な経費としての意味合いがあり、効率化係数の考え方というの分かるが、設置団体には、大学運営の基盤的経費であるという認識でいてもらいたいところである。

○委員長

利益処分への考え方は資料4のとおりで良いか。

○法人

資料5の3山梨県立大学の経営努力認定の基準(案)について、イの考え方において、学生収容定員を在籍者が一定率超えた部分について、その超えた分の剰余金を県に納付するということか。

○事務局

そのとおりである。

○委員長

一つ気になるのが、イの表記の仕方について、どのような単位で区分するのか。

○事務局

この部分の考え方については、再度修正することとしたい。

○委員長

収容定員が少ない単位で縛りをかけてしまうとすぐに基準を超えてしまうので、十分に考慮して頂きたい。

○法人

研究科の定員オーバーに対しては文科省も寛容な部分があると思うが、現在社会人を対象とした長期履修生なども受け入れているため、どうしても定員を超えてしてしまう傾向がある。研究科の単位で上限を設定されてしまうと法人としても厳しいので、是非考慮して頂きたい。

○委員長

この部分については、法人にとって、うまく運用できるような修正をお願いしたい。

○委員長

以上で、本日の会議を終了することとする。

(以上)